

令和5年度御前崎市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1. 趣旨

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3. 調達方針の管理及び運営

本方針の策定、管理及び運営は、健康福祉部福祉課において行う。

4. 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
重度障害者多数雇用事業所とは次の要件をすべて満たすものをいう。
 - ① 障害者の雇用数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく住宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5. 調達の対象品目

本市において、重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

- (1) 物品
事務用品・書籍、食品類、小物雑貨、その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理、封入作業、組み立て作業、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6. 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、適用機関に対しその情報を提供する。
- (2) 各機関から物品等の問い合わせ等に対し、障害者就労施設等と連携を図り、速やかに調達に向け調整を行う。

7. 調達目標

令和5年度の障害者就労施設等からの物品等の調達目標金額は、次のとおりとする。

種別	令和5年度調達目標金額	令和4年度調達実績
物品	令和4年度実績以上	401,555 円
役務	令和4年度実績以上	3,256,975 円

8. 調達の方針及び実績の公表

- (1) 調達方針を策定した時は、市のホームページ等により公表する。なお、この方針は、経済や雇用の情勢を考慮し、毎年見直しを行うものとする。
- (2) 調達実績は、当該年度終了後に速やかに取りまとめ、市のホームページ等により公表する。